

## 1 委託する業務名

渡島地域人材確保・定着促進事業委託業務

## 2 委託業務の目的

管内の食関連及び観光関連産業分野において、人材不足であることや、新規高卒者の半数近くが管外へ就職している状況、更に北海道は全国に比べ若者の早期離職率が高いことを踏まえ、また入管法改正に伴う外国人材の受入確保や、その他多様な人材の確保のため、地元企業の人材確保・定着のための魅力ある職場づくりへの意識改革や、企業自身の魅力発信力向上を支援することにより、安定的な正社員の雇用創出を図り、地元企業の人材の確保と定着につなげる。

## 3 委託業務の内容

業務を実施する事業者（受託事業者）は次の（１）から（３）の事業を通じて、地元企業の人材確保・定着に資するものになるよう手法及び内容について十分検討の上、実施するものとする。

なお、本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト募集要項」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による正社員雇用の創出の実績が求められることに留意すること。

### （１）企業向けセミナー及び個別相談会の開催

地元企業への人材確保・定着促進のため、魅力ある職場づくりと魅力発信力の向上を支援するセミナーを開催し、また、企業向け個別相談を実施する。

- ・ 管内の食関連・観光関連産業の人事・採用担当者を対象とする。
- ・ 働きやすい魅力ある職場環境の提案や、新たな外国人材を含め多様な人材の確保へ繋げるための意識改革やノウハウの提案、職場の魅力を発信する魅力発信力向上のノウハウを提供する。
- ・ 企業向け個別相談を実施し、多様な人材の確保に繋げる。

① 実施時期： 契約日～令和２年７月末のうち１回

② 実施場所： 渡島管内

③ 実施規模： 参加企業数３０社以上

### （２）企業見学会及び就職ガイダンスの開催

企業見学会で魅力発信の実践研修を支援するとともに、求職者及び若者の就職に影響を与える保護者や学校の進路指導担当教諭、外国人留学生等と、地元企業の相互理解促進を図る。

- ・ 見学対象企業は、管内の食関連・観光関連産業の企業とする。
- ・ 見学参加者は、求職者、保護者、進路指導担当教諭、外国人留学生等とする。
- ・ 企業見学会は、（１）で支援した職場の魅力発信力向上実践研修の場とするため、（１）の開催後に実施することを基本とする。
- ・ 求職者へ就職ガイダンスを行い、企業とのマッチングを図る。

① 実施時期： 契約日～令和２年８月末のうち、  
企業見学会は３回以上、就職ガイダンスは１回以上とする。

② 実施場所： 渡島管内

- ③ 実施規模： 見学会及びガイダンス参加者数 30人以上  
見学企業数 6社以上

(3) 地元のおしごと紹介フェアの開催

企業の魅力発信力向上の実践研修と、高校生・大学生・既卒求職者及び進路指導担当教諭、外国人留学生等と、地元企業の相互理解を促進するため、企業説明会を開催する。

- ・フェアの参加企業は、管内の食関連・観光関連産業の企業とする。
- ・参加企業を紹介するパンフレットを作成する。

- ① 実施時期： 契約日から令和2年11月末のうち2回以上とする。  
(ただし、日程に配慮し、多くの高等学校の参加を得ること。)

- ② 実施場所： 渡島管内

- ③ 実施規模： 出展企業数延べ30社以上、参加者数延べ60人以上

(4) 対象業種

「食関連・観光関連産業」とは、下記の分類に該当する企業とする。

・指定主要業種

農業(A01)、食料品製造業(E09)、飲料・たばこ・飼料製造業(E10)、  
飲食料品小売業(I58)、道路旅客運送業(H43)、宿泊業(M75)、  
その他の生活関連サービス業(N79)

・指定関連業種

飲食料品卸売業(I52)、飲食店(M76)、各種商品小売業(I56)、  
その他の小売業(I60)

4 事業成果目標

- (1) アウトプット目標 : 支援事業者数 66社以上  
(2) アウトカム目標 : 就職者(正社員)の数 4名以上

※「正社員」とは、次の(ア)から(エ)の全てに該当する労働者として就職した者とする。

(ア) 期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。

(イ) 派遣労働者でないこと。

(ウ) 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と同一のものとして雇用される労働者であること。

(エ) 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。

なお、就職者には、非正規雇用から正社員へ転換した者及び個別事業の実施による波及効果により正社員として就職した者を含むことも可能であること。

5 委託期間

契約締結の日から令和3年2月10日(水)まで

6 提案にあたっての留意事項(人件費等)

原則として委託経費の50%以上を人件費(給与、講師謝金等)に充てるものとする。

## 7 積算上限額

委託料8, 353千円（消費税及び地方消費税を含む）

注： 本業務は、令和2年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額が変更する場合又は事業が中止になる場合があります。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがあります。

また、本業務は、令和2年度の国の補助金の交付決定前の準備行為として行うものであり、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間や業務の内容、委託料の額の変更がありうることに留意してください。交付額が減額となった場合、減額後の積算上限額の範囲内で、委託契約を締結するものとします。

## 8 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ、企画提案書を作成すること。

### (1) 業務遂行能力

- 目的の理解状況、知識・技術の有無、実施体制・スケジュールの組み方など業務に関する適正能力。
- 事業実施に当たっての適正な経費積算。
- 報告書作成にあたっての考え方とその内容。

### (2) 企画の内容

- セミナー及び個別相談会の開催日時の考え方と参加企業の確保方法。
- セミナーの内容は、企業の働き方改革への意識改革が図られ、魅力ある職場づくりと魅力発信力向上を支援する手法。
- 企業見学会及び就職ガイダンスの開催日時の考え方と参加者確保方法。
- 見学先企業は、人手不足企業の支援に繋がる選定であること。
- 企業見学会は、見学先企業の魅力発信力向上を支援する内容であること。
- 求職者等の参加を促すような魅力ある内容であること。
- 地元のおしごと紹介フェアの開催日時及び参加者・参加企業の確保方法。
- 地元のおしごと紹介フェアは、参加企業の魅力発信力向上を支援する方法であること。
- 企業の安定的な正社員雇用の創出が図られるものになっていること。

## 9 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び添付書類等を提出すること。

- (1) 提出書類：参加表明書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等、誓約書）
- (2) 様式：別添様式による
- (3) 提出部数：1部
- (4) 提出期限：令和2年3月6日（金）17時（必着）
- (5) 提出場所：〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（労働企画）
- (6) 提出方法：持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く平日の9時から17時まで。）

## 10 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、北海道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類：企画提案書、付属資料、経費内訳書
- (2) 様式：企画提案書：別添様式による  
付属資料：A4 サイズの任意様式による  
経費内訳書：別添様式又は A4 サイズの任意様式による
- (3) 提出部数：6 部（会社名、業務従事者氏名を記載したものを 1 部、記載しないものを 5 部）  
※丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めてください。
- (4) 提出期限：令和 2 年 3 月 25 日（水）17 時（必着）
- (5) 提出場所：〒041-8558 函館市美原 4 丁目 6 番 16 号  
北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（労働企画）
- (6) 提出方法：持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く平日の 9 時から 17 時まで。）
- (7) 留意事項：「企画提案指示書」に沿った企画提案書を「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

#### 11 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出した者に対してプロポーザル審査会においてヒアリングを実施することとし、ヒアリングの日時、場所、留意事項等は別途通知する。  
※令和 2 年 4 月上～中旬の予定
- (2) 企画提案書を提出する事業者が 5 者を超えた場合は、書類審査を行い、ヒアリングの参加者を選定する場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった者は、参加表明書の提出があっても、企画提案の参加の意思がないものとみなす。
- (4) 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

#### 12 委託契約に関する基本的事項

委託契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容  
業務の内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道渡島総合振興局と受託者が協議して決定する。
- (2) 契約形態  
コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。
- (3) 契約保証金  
免除する。
- (4) 委託事業により生じた知的財産権等の取扱い  
構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が業務完了前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。  
なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

#### 13 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本円を使用すること。
- (2) 契約書  
別途作成する。
- (3) 無効となる参加表明書又は企画提案書

企画提案書等が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) その他

- ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用することはない。
- ウ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- エ 各提出書類の提出後の差し替え及び追加等は認めないこと。
- オ 提出された全ての書類は返却しないものとする。
- カ 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても、企画提案の参加の意思がないものとみなす。
- キ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

14 問い合わせ先

〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（労働企画）

TEL 0138-47-9457

FAX 0138-47-9207